

時効中断に関する条文案

第〇〇条 調停手続における請求は、時効中断の効力が生ずる。ただし、左記事由の一に該当するときは、その事由が生じたときから一か月内に訴えを提起（法律上裁判所における調停前置が義務づけられている紛争については調停の申立て）しなければ時効中断の効力を生じない。

- 一 当事者に紛争解決を試みる意思がみられないとき。
- 二 相手方が手続に応じない旨の意思表示をしたとき。
- 三 申立て後六か月以内に相手方が出頭しないとき。
- 四 六か月間連続して期日が開かれないうとき。
- 五 申立人がその申立てを取り下げたとき。
- 六 当事者双方が調停手続を終了させる旨の合意をしたとき。
- 七 和解が整わないとき。
- 八 前七号に掲げる場合のほか、調停人が、調停手続を続行する必要がなく、又は調停手続を続行することが不可能であると認めたととき。

(注1) 「仲裁法第二十九条第2項ただし書きの定めにかかわらず、仲裁手続が仲裁判断によらずに終了した場合に、一か月内に訴えを提起したときは時効中断の効力が生ずる」旨の規定をどこかに置きたい。

(注2) 「調停」の定義をし、その定義に当てはまるならば、「あつせん」「裁定」「審査」などの手続が含まれることを明記する必要がある。

(注3) 本条の内容を証明することは、守秘義務の例外として認める必要がある。